

県民参加の森づくり推進事業実施要領

平成28年3月3日改定

1 趣 旨

県民の皆様の森づくり活動への参加機会を増やし、活動を通して、森林や森林資源の大切さに対する理解を深めていただくため、「森づくり県民大作戦」の春の重点活動期間（4月1日から6月30日）を主体に行う森づくり活動を支援します。

2 助成対象団体

次の(1)、(2)の要件を満たす団体、又は(3)の団体とします。

(1) 森づくり活動を行う非営利の団体、市民グループ等の団体

(2) 構成員が5人以上の団体

(3) 市町協議会、森林組合等森林・林業関係団体

助成金を受けるための金融機関の口座を「団体名」で持ち、代表者とは別の方が会計を行うなど、団体としての一定の要件を備えるよう願います。

3 助成の対象となる行事及び事業内容

次に掲げる条件のいずれかを満たす行事等とします。

(1) 静岡県が実施する「森づくり県民大作戦」の内、春の重点期間（4月1日から6月30日）に、事前に参加を申し出て行う森づくり活動であること（優先採択します）

(2) 森林整備活動や自然体験等の行事とし、一般県民を募集して行うものであること

(3) 下流部と上流部の住民等が協働して行う森づくり活動であること

(4) 森林所有者、林業関係者と地域の皆様が協働して行う森づくり活動であること

(5) 市町緑化推進協議会や、森林・林業関係団体が一般県民を募集して行う森林整備体験や自然体験等の行事であること

4 対象とする経費

苗木代、謝金、車借上料、保険料、資材購入費、用具整備費、通信運搬費、消耗品費等

5 静岡県への申し出（森づくり県民大作戦へのエントリー）

この事業の実施を希望する団体は、可能な限り、静岡県が募集する「森づくり県民大作戦」に、活動実施日の3週間前までに参加を申し出てください。（申し込みが済むと、県から、その受付を示す書類が返送されます。）

大作戦への申込みは随時可能です。年度後半の活動日程が未定の場合でも、春の重点期間分だけ、先に申し込み、残りは日程が固まり次第、追加で申込みいただければと思います。

6 助成金の交付申請

この事業の実施を希望する団体は、県民参加の森づくり推進事業助成金交付申請書（様式1、又は様式2）により、協会あて申請してください。

なお、申請の時、静岡県から返送された「森づくり県民大作戦参加申出書」の写しを添付していただければ、優先採択いたします。

7 採択の決定及び通知

協会は、提出された交付申請書について予算の範囲内で助成額を決定し、事業実施団体に通知するものとします。

8 助成額

一団体当たり助成額は、次の額を限度とします。

(1) 苗木購入に係る支援申請のみの場合

一般の方にも参加を求めて行う植樹活動で、主催者を含め、10名以上の方が参加する活動に必要な苗木の購入代金の全部または一部について、下記を限度に支援します。

| 行事等参加延べ人数 | 支援限度額 | 備考 |
|------------|----------|--------------|
| 10人以上50人未満 | 50,000円 | 苗木購入経費に限ります。 |
| 50人以上 | 100,000円 | // |

(2) 森づくり活動・行事に係る支援申請の場合

海岸林や里山林、水源地域の森林等において実施する森づくり活動や森づくりに関する行事（普及啓発行事、環境教育行事等）の開催に要する経費について、下記を限度に支援します。

なお、一般の方にも参加を求めて植樹活動を行う場合、下表の活動支援限度額に、表右欄に記載の限度額以内の額を、苗木代として加算して申請することができます。

| 行事等参加延べ人数 | 活動支援限度額 | 苗木代加算限度額 |
|-------------|----------|----------|
| 10人以上30人未満 | 50,000円 | 50,000円 |
| 30人以上50人未満 | 100,000円 | // |
| 50人以上100人未満 | 150,000円 | 100,000円 |
| 100人以上 | 200,000円 | // |

(3) 助成限度額に係る留意事項

- 1) 本年度において、当協会が実施する「森づくりグループ活動支援推進事業」に申請を予定されている団体（森づくり貢献証の交付を受けている団体）が重複してこの事業に申請される場合、二つの事業への申請額の合計は、それぞれの事業の助成限度額のいずれか大きな方の額を上回ることはできませんので、特にご留意ください。

$$\left[\begin{array}{l} A \text{ 事業への申請額} + B \text{ 事業への申請額} \leq A \text{ 事業の限度額、又は} B \text{ 事業の} \\ \text{限度額のいずれか大きな方の額（苗木代加算分は含めません。）} \end{array} \right]$$

※ 参 考（森づくりグループ活動支援推進事業の助成限度額）

| 森づくり貢献制度 認定のタイプ | 当年度の森づくり 活動回数 | 内、大作戦参加申し出回数 | 限度額 |
|--------------------|------------------|---------------|------|
| マスタータイプ | 10回以上 | 3回以上で、1回は公募あり | 35万円 |
| アドバンスタイプ | 10回以上 | 3回以上で、1回は公募あり | 25万円 |
| エンジョイタイプ | 5回以上 | 3回以上 | 20万円 |

- 2) 交付申請額の総額が、緑の募金事業の当該年度予算額を超えた場合には、減額して交付決定する場合があります。

その際、「森づくり県民大作戦」の内、春の重点期間（4月1日から6月30日）に事前に参加を申し出ている団体に特に優先配分します。

9 事業の実施期間

完了期日を、翌年3月10日までとします。

10 助成金の交付決定

協会は、提出された申請書を審査の上、助成金の交付を決定し、申請者あて通知します。

11 事業実績書等の提出

申請者は、事業終了後、速やかに事業実績書（様式1、又は様式4）に、別紙別表（共通様式）事業結果取りまとめ表等を添付し、協会あて提出してください。

12 助成金の額の確定

協会は、提出された事業実績書の内容を審査し、適正と認められる場合は、助成金の額を確定し、申請者あて通知します。

なお、様式1による森づくり苗木購入に係る助成金交付申請者から提出された事業費の額が、すでに支払われた概算払いの額と同額の場合、確定の通知を省略することとします。

13 助成金の請求、及び交付

(1) 事業実績書提出後（確定払い）の場合

申請者は、本要領の12に規定された交付金の確定通知を受領後10日以内に、助成金請求書(様式4)を提出するものとします。

(2) 概算払いによる場合

本要領の10に規定された助成金の交付の決定を受けた申請者が、事業完了前に、助成金の交付を必要とする場合は、概算払請求書(様式5)により協会あて、計画額の全額を請求できるものとします。

- ① 「森づくり県民大作戦」の春の重点活動期間（4月1日から6月30日）に全ての事業を実施される団体は、終了後速やかに事業実績書を提出し、確定払いによりご請求下さい。
- ② 「森づくり県民大作戦」の春の重点活動期間を超える期間に事業を実施される団体で、事業完了前に、助成金の交付を必要とする場合は、概算払によりご請求ください。（7月以降で、翌年2月末までに）
- ③ 苗木購入に係る支援申請をされた団体は、購入手続きを済ませた後、速やかに概算払請求書により代金をご請求ください。（随時）
なお、その際、苗木代領収書（写し）、または、見積書、請求書（写し）を添付してください。

14 その他

この事業の助成を受けて購入した用具などには、協会が配布する「緑の募金」シールを張り、良好に管理してください。

附 則

この要領は、平成28年度から適用します。